

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (56) 3
- 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (57) ... 3
- 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 (58) 3
- 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 (59) 3
- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例 (60) 3
- 世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例 (61) 7
- 世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例 (62) 7
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (63) 10
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (64) 10
- 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (65) 10
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 (66) 10
- 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (67) 10
- 世田谷区保健所設置条例の一部を改正する条例 (68) 11
- 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例 (69) 11

規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (136) 11
- 世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則 (137) 12
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則 (138) 12
- 世田谷区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (139) 12
- 世田谷区個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (140) 12
- 世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則 (141) 12
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (142) 12
- 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (143) 12
- 世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則 (144) 12

- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (145) 12
- 世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (146) 13
- 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則 (147) 13
- 世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則 (148) 13
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (149) 13
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 (150) 13
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (151) 13
- 世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則 (152) 14
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (153) ... 14
- 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則 (154) 14

訓 令 甲

- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正 (35) 14
- 世田谷区勤務訓令の一部改正 (36) ... 14
- 世田谷区警火規程の一部改正 (37) ... 15
- 世田谷区事故及び争訟処理規程の一部改正 (38) 15
- 世田谷区自動車の管理等に関する規程の一部改正 (39) 15
- 世田谷区原動機付自転車及び自転車の管理運営規程の一部改正 (40) ... 15

告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (874) 15
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (875) 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (876) 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示 (877) 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (878) 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (879) 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (880) 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (881) 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (882) 15
- 平成16年4月1日世田谷区告示第284号の一部を訂正する告示 (883) ... 16
- 平成17年4月1日世田谷区告示第314号の一部を訂正する告示 (884) ... 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (885) 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止

- の告示 (886) 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (887) 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (888) 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (889) 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (890) 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (891) 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (892) 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (893) 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (894) 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (895) 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (896) 17
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (897) 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (898) 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (899) 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (900) 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (901) 17
- 地方自治法に基づく予算の公表 (902) 17
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (903) 18
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (904) 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (905) 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (906) 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (907) 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (908) 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (909) 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (910) 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (911) 18
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (912) 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更

及び供用開始の告示 (913).....19	(940)23	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (142).....26
○世田谷区住居表示に関する条例に基づく街区の区域及び街区符号変更の告示 (914).....19	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (941).....23	○世田谷区立総合運動場条例及び世田谷区立大蔵第二運動場条例に基づく世田谷区立総合運動場及び世田谷区立大蔵第二運動場の指定管理者の指定の公告 (143).....26
○地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表 (915).....19	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (942).....23	規 則 (教)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (916).....20	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示 (943).....23	○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則 (14)26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (917).....20	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (944).....23	○世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (15)26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (918).....20	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (945).....23	○世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (16).....27
○建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (919).....20	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (946).....23	○学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則 (17)27
○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (920).....20	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (947).....23	○世田谷区教育財産管理規則の一部を改正する規則 (18)27
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (921).....20	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (948).....24	○世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (19)27
○世田谷区立教育センター条例に基づくプラネタリウムの観覧料の収納事務委託の変更の告示 (922).....20	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (949).....24	○世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則 (20)27
○災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の変更の告示 (923).....20	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (950).....24	○世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則 (21)28
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示 (924).....21	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (951).....24	訓 令 甲 (教)
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (925).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (952).....24	○学校職員服務取扱規程の一部改正 (7).....28
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示 (926).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (953).....24	○学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正 (8)29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (927).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (954).....24	○学校職員の兼業等及び教員等の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正 (9)29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (928).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (955).....24	○学校職員出勤等の記録の整理規程の一部改正 (10)29
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (929).....21	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (956).....24	○幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正 (11)29
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示 (930).....21	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (957).....24	○世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正 (12)29
○世田谷区立図書館条例に基づくプラネタリウムの観覧料の収納事務委託の告示 (931).....21	○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路指定の告示 (958).....25	○世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程の一部改正 (13)30
○世田谷区公契約の労働報酬下限額を定める告示 (932).....21	公 告	○世田谷区教育委員会会計年度任用職員及び世田谷区教育委員会会計年度任用講師の服務の宣誓に関する取扱規程の一部改正 (14)30
○令和3年第2回世田谷区議会臨時会招集の告示 (933).....22	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (133).....25	○世田谷区立図書館処務規程の一部改正 (15)30
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (934).....22	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (134).....25	○世田谷区立教育センター処務規程の一部改正 (16)30
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (935).....22	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (135).....25	告 示 (教)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (936).....22	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (136).....25	○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示 (4)31
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (937).....22	○都市計画法に基づく都市計画決定案縦覧の公告 (137).....25	○世田谷区教育委員会公印規程の一部を改正する告示 (5)31
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (938).....22	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (138).....25	公 告 (教)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (939).....23	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告 (139).....26	○世田谷区立図書館条例に基づく世田谷区立図書館の指定管理者の指定の公告 (1)31
○地方自治法に基づく予算の公表	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (140).....26	
	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写真の送付に伴う関係図書縦覧の公告(141)26	

<p>告 示 (選)</p> <p>○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示 (42)31</p> <p>○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和3年12月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (43)31</p> <p>○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (44)31</p> <p>告 示 (農)</p> <p>○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (12)31</p>	<p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第65号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第66号 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第67号 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第68号 世田谷区保健所設置条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第69号 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>の170」に、「100分の182.5」を「100分の175」に改める。</p> <p>附 則 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 世田谷区長等の給料等に関する条例 (昭和47年6月世田谷区条例第19号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の10」に改める。</p> <p>第2条 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の177.5」を「100分の170」に、「100分の182.5」を「100分の175」に改める。</p> <p>附 則 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和31年10月世田谷区条例第41号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第8条第2項中「前項の」を「の」に、「100分の25」を「100分の10」に改める。</p> <p>第2条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第8条第2項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の177.5」を「100分の170」に、「100分の182.5」を「100分の175」に改める。</p> <p>附 則 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和31年10月世田谷区条例第41号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第8条第2項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の177.5」を「100分の170」に、「100分の182.5」を「100分の175」に改める。</p> <p>附 則 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例 (昭和47年6月世田谷区条例第22号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の10」に改める。</p> <p>第2条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の177.5」を「100分の170」に、「100分の182.5」を「100分の175」に改める。</p> <p>附 則 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区手数料条例 (平成12年3月世田谷区条例第3号) の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1の131の項を次のように改める。</p>
<p>条 例</p> <p>次に掲げる条例を公布する。 令和3年12月10日 世田谷区長 保 坂 展 人</p> <p>世田谷区条例第56号 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第57号 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第58号 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第59号 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第60号 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第61号 世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第62号 世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第63号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第64号</p>	<p>世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和31年10月世田谷区条例第41号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第8条第2項中「前項の」を「の」に、「100分の25」を「100分の10」に改める。</p> <p>第2条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第8条第2項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の177.5」を「100分の170」に、「100分の182.5」を「100分の175」に改める。</p> <p>附 則 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 世田谷区監査委員の給与等に関する条例 (平成4年3月世田谷区条例第12号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第3項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の10」に改める。</p> <p>第2条 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の177.5」を「100分の170」に改める。</p>	<p>世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例 (昭和47年6月世田谷区条例第22号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の10」に改める。</p> <p>第2条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の177.5」を「100分の170」に、「100分の182.5」を「100分の175」に改める。</p> <p>附 則 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区手数料条例 (平成12年3月世田谷区条例第3号) の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1の131の項を次のように改める。</p>

131	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号) 第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	申請1件につき、1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 (申請に係る住宅が一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。次項において同じ。) の場合において、新築しようとするときは1 (1)イ又は1 (2)イに掲げ	認定申請のとき。
-----	---	--------------------	---	----------

				<p>る額、増築し、又は改築しようとするときは2(1)イ又は2(2)イに掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物については95の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)</p> <p>1 住宅を新築しようとする場合 (1)及び(2)に掲げる場合の区分並びに申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5号の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>イ 100平方メートル以内のもの 7,100円</p> <p>ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 22,000円</p> <p>ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 32,000円</p> <p>ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 57,000円</p>	
--	--	--	--	--	--

へ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
 94,000円
 ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの
 161,000円
 チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの
 190,000円
 リ 30,000平方メートルを超えるもの
 203,000円

(2) (1)以外の場合

イ 100平方メートル以内のもの
 52,000円
 ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
 122,000円
 ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
 196,000円
 ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの
 386,000円
 ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
 691,000円
 へ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
 1,188,000円
 ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの
 2,198,000円
 チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの
 3,140,000円
 リ 30,000平方メートルを超えるもの
 3,847,000円

2 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 (1)及び(2)に掲げる場合の区分並び

				<p>に申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 申請に併せて1 (1)に規定する書類が提出された場合</p> <p>イ 100平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 33,000円</p> <p>ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 47,000円</p> <p>ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 85,000円</p> <p>ヘ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 140,000円</p> <p>ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 242,000円</p> <p>チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 284,000円</p> <p>リ 30,000平方メートルを超えるもの 304,000円</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>イ 100平方メートル以内のもの 78,000円</p> <p>ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 183,000円</p> <p>ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 293,000円</p> <p>ニ 1,000平方メートルを超え、2,</p>
--	--	--	--	--

				500平方メートル以内のもの 579,000円	
				ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 1,037,000円	
				ヘ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,782,000円	
				ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 3,296,000円	
				チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 4,710,000円	
				リ 30,000平方メートルを超えるものの 5,770,000円	

別表第1の132の項中「、1(2)又は1(3)」を「又は1(2)」に、「前項の1(1)イ、1(2)イ又は1(3)イ」を「同項の1(1)イ又は1(2)イ」に、「前項の2(1)又は」を「同項の2(1)又は」に、「前項の2(1)イ」を「同項の2(1)イ」に改め、「を当該建築物における申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同表の133の項中「第9条第1項」を「第9条第1項又は第3項」に改め、「場合」の次に「又は管理者等が選任された場合」を加え、「2,100円」を「2,300円」に改め、同表の134の項中「2,100円」を「2,300円」に改める。

附則
(施行期日)
1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
(経過措置)
2 この条例による改正前の世田谷区手数料条例(以下「改正前の条例」という。)別表第1の132の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合において、改正前の条例別表第1の132の項中「、1(2)又は1(3)」とあるのは「又は1(2)」と、「、1(2)イ又は1(3)イ」とあるのは「又は1(2)イ」と読み替えるものとする。

世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例
世田谷区情報公開条例(平成13年3月世

田谷区条例第6号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項に次の1号を加える。
(3) 特定重要公文書(世田谷区公文書管理条例(令和2年3月世田谷区条例第4号)第2条第4項に規定する特定重要公文書をいう。)
第5条を次のように改める。
(行政情報の開示請求権)
第5条 何人も、実施機関に対して行政情報の開示を請求することができる。
第6条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。
第20条を次のように改める。
第20条 削除
附則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項に1号を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例
世田谷区公文書管理条例(令和2年3月世田谷区条例第4号)の一部を次のように改正する。
「第3章 世田谷区公文書管理委員会(第11条・第12条)」を「第3章 特定重要公文書の保存、利用等(第11条-第29条・第30条)」に改める。
第4章 雑則(第13条-第16条)を第4章 世田谷区公文書管理委員会(第29条・第30条)に改める。
第5章 雑則(第31条-第34条)を第5章 雑則(第31条-第34条)に改める。

第1条中「その適正な管理」の次に「及び特定重要公文書の適切な保存、利用等」を加える。
第2条第2項に次の2号を加える。
(3) 世田谷区立図書館条例(昭和41年10月世田谷区条例第44号)別表に掲げる図書館その他の図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において特別の管理がされている図書、資料、刊行物等
(4) 特定重要公文書
第2条に次の2項を加える。
3 この条例において「重要公文書」とは、公文書のうち、区政の重要事項に関するものであって、区の活動又は歴史を将来にわたって区民に対して説明する責務を全うする上で重要な資料となるものをいう。
4 この条例において「特定重要公文書」とは、第8条第1項の規定による移管がされたものをいう。
第5条に次の3項を加える。
5 実施機関は、その保有する公文書について、重要公文書を選別するための基準(次項において「選別基準」という。)を定めなければならない。
6 実施機関は、フォルダ及び単独で管理している公文書(以下「フォルダ等」という。)の保存期間(第4項の規定により延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。)が満了したときの措置として、その満了前のできる限り早い時期に、選別基準に基づき、重要公文書に該当すると認めるものにおいて、区長への移管の措置を、それ以外のものにおいて廃棄の措置を採るべきことを定めなければならない。
7 区長は、前項の規定により、区長以外

<p>の実施機関がフォルダ等について廃棄の措置を採るべきと定めた場合であっても、当該フォルダ等が重要公文書に該当すると認めるときは、当該実施機関に区長への移管の措置を求めることができる。</p> <p>第6条中「フォルダ及び単独で管理している公文書（以下「フォルダ等」という。）」を「フォルダ等」に改める。</p> <p>第8条の見出しを「（保存期間が満了した公文書の取扱い）」に改め、同条第1項中「適切な」を「第5条第6項の規定による定めに基づき、区長に移管し、又は適切な」に改め、同条第2項中「廃棄」を「移管又は廃棄」に、「第11条に規定する世田谷区公文書管理委員会」を「第29条第1項に規定する委員会」に改める。</p> <p>第16条中「管理」の次に「及び特定重要公文書の保存、利用等」を加え、同条を第34条とする。</p> <p>第15条を第33条とし、第14条を第32条とし、第13条を第31条とする。</p> <p>第4章を第5章とする。</p> <p>第12条第2項中「管理」の次に「及び特定重要公文書の保存、利用等」を加え、同条を第30条とする。</p> <p>第11条第2項中「管理」の次に「及び特定重要公文書の保存、利用等」を加え、同条を第29条とする。</p> <p>第3章を第4章とする。</p> <p>第2章の次に次の1章を加える。</p> <p>第3章 特定重要公文書の保存、利用等</p> <p>（保存等）</p> <p>第11条 区長は、特定重要公文書について、第28条第1項の規定により廃棄する場合を除き、永久に保存しなければならない。</p> <p>2 区長は、特定重要公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。</p> <p>3 区長は、特定重要公文書の分類、名称その他の特定重要公文書の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、インターネットの利用その他の適切な方法により一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（個人情報漏えい防止）</p> <p>第12条 区長は、特定重要公文書に世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報が含まれる場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じる等、その適正な管理を行わなければならない。</p> <p>（利用の促進）</p> <p>第13条 区長は、特定重要公文書について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>（利用請求及びその取扱い）</p> <p>第14条 何人も、区長に対して特定重要公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）をすることができる。</p> <p>2 区長は、利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に応じるものとする。</p>	<p>（1）その特定重要公文書に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>ア 法令等の規定又は区長が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>イ 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>（ア）法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>（イ）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>（ウ）当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>ウ 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>（ア）事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>（イ）違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護する</p>	<p>ために、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>（ウ）事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から消費生活その他の他人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>エ 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報</p> <p>オ 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの</p> <p>（2）その特定重要公文書の原本を利用し、供することにより当該原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合又は区長が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合</p> <p>3 区長は、利用請求に係る特定重要公文書が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定重要公文書が作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮する。</p> <p>4 区長は、利用請求に係る特定重要公文書の一部に第2項第1号アからオまでに規定する情報が記録されている場合において、当該情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該利用請求の趣旨が損なわれることがないとき認められるときは、当該情報に係る部分以外の部分を利用させなければならない。</p> <p>5 利用請求に係る特定重要公文書に第2項第1号イの情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（利用請求の手続）</p> <p>第15条 利用請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用請求書」という。）を区長に提出しなければならない。</p> <p>（1）氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名</p> <p>（2）第11条第3項の規定により作成した目録に記載された特定重要公文書の名称</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、区長が定める事項</p> <p>2 区長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をしたも</p>
---	--	---

の(以下「利用請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、区長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(利用請求に対する決定等)

第16条 区長は、利用請求に係る特定重要公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨並びに利用させる日時及び場所を通知しなければならない。

2 区長は、利用請求に係る特定重要公文書の全部を利用させないときは、利用させない旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

(本人情報の取扱い)

第17条 区長は、第14条第2項第1号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定重要公文書について利用請求があった場合において、本人であることを示す書類で区長が定めるものの提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定重要公文書につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。(実施機関による利用の特例)

第18条 第8条第1項の規定により、特定重要公文書を移管した実施機関が、それぞれの所掌事務を遂行するために当該特定重要公文書の利用を請求した場合には、第14条第2項第1号の規定は、適用しない。

(利用決定等の期限)

第19条 第16条各項の決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、次に掲げる日数は、その期間に算入しない。

- (1) 世田谷区の休日に関する条例(平成元年3月世田谷区条例第1号)第1条第1項に規定する区の休日の日数
- (2) 利用請求書に形式上の不備があると認められる場合で、利用請求者に対して補正を求めたときにおける当該補正に要した日数

2 前項の規定にかかわらず、区長は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を、利用請求があった日から30日を限度として延長することができる。この場合において、区長は、利用請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第20条 利用請求に係る特定重要公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から30日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、区長は、利用請求に係る特定重要公文書のうち相

当の部分につきその期間内に利用決定等をし、残りの特定重要公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、区長は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの特定重要公文書について利用決定等をする期限
- (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 区長は、利用請求に係る特定重要公文書に区以外のもの(以下この条、第25条及び第26条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、利用決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定重要公文書の名称その他区長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 区長は、第三者に関する情報が記録されている特定重要公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が第14条第2項第1号イ(ウ)又はウ(カ)から(ク)までに掲げる情報に該当すると認められるときは、第16条第1項の決定(以下「利用決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定重要公文書の名称その他区長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 区長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該特定重要公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書(以下この項及び第25条において「反対意見書」という。)を提出した場合において、利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、区長は、利用決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を通知しなければならない。

(利用の方法)

第22条 特定重要公文書の利用は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録については閲覧、視聴又は写しの交付でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 区長は、前項の閲覧又は視聴による特定重要公文書の利用にあつては、当該特定重要公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定重要公文書の写しによりこれを行うことができる。

(利用請求に係る費用の負担)

第23条 この条例の規定による特定重要公文書の閲覧又は視聴については、無料とする。

2 この条例の規定による特定重要公文書

の写しの作成及び送付に要する費用は、利用請求者の負担とする。

3 前項の費用については、区長が別に定める。

(審査請求の取扱い)

第24条 利用請求に係る処分又は不作為に係る行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第3条の審査請求(以下「審査請求」という。)については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。(諮問)

第25条 区長は、利用請求に係る処分又は不作為について審査請求があった場合は、次に掲げるときを除き、世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第4号)第1条の2第1項に規定する世田谷区行政不服審査会に遅滞なく諮問し、その意見を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定重要公文書の全部を利用させることとするとき(当該特定重要公文書の利用について反対意見書が提出されているときを除く。)

2 区長は、前項の規定による諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)
- (2) 利用請求者(利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) その審査請求に係る利用決定等について反対意見書を提出した第三者(第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第26条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに掲げる裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る利用決定等(利用請求に係る特定重要公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る特定重要公文書を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定重要公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

(保存及び利用の状況の公表)

第27条 区長は、特定重要公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。(廃棄)

第28条 区長は、特定重要公文書が、劣化損傷等により判読及び修復が不可能で利用できなくなった等の理由により、その重要性を失ったと認める場合には、当該特定重要公文書を廃棄することができる。

世田谷区公報

2 区長は、前項の規定により特定重要公文書を廃棄するときは、あらかじめ次条第1項に規定する委員会の意見を聴かなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の一部改正)

2 世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「及び」を「、」に改め、「第43条」の次に「及び世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第25条」を加える。

第7条第2項中「又は保有個人情報等」を「若しくは保有個人情報等」に、「求める」を「求め、又は区長に対し、利用決定等（世田谷区公文書管理条例第16条各項の決定をいう。）に係る特定重要公文書（同条例第2条第4項に規定する特定重要公文書をいう。）の提示を求める」に改める。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改める。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の10」に、「100分の10」を「100分の5」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項本文中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改め、同項ただし書中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の97.5」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の52.5」を「100分の50」に、「100分の97.5」を「100分の90」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

5)を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の5」と、「100分の112.5」を「100分の10」と、「100分の105」に、「100分の62.5」を「100分の60」に、「100分の117.5」を「100分の110」に、「100分の67.5」を「100分の65」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の52.5」を「100分の50」に、「100分の97.5」を「100分の90」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の10」に、「100分の10」を「100分の5」に改める。

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項本文中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の90」に改め、同項ただし書中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の52.5」を「100分の50」に、「100分の97.5」を「100分の90」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

00分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改め、同項ただし書中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の97.5」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の5」と、「100分の112.5」を「100分の10」と、「100分の105」に、「100分の62.5」を「100分の60」に、「100分の117.5」を「100分の110」に、「100分の67.5」を「100分の65」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の52.5」を「100分の50」に、「100分の97.5」を「100分の90」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。
別表第2区長の部に次のように加える。

24 特例条例第2条の規定により特別区が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定めるもの
住民票関係情報であって規則で定めるもの
障害者関係情報であって規則で定めるもの
生活保護関係情報であって規則で定めるもの
医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」の次に「第55条」を加え、「第55条」を「第56条」に改める。
第5条第2項から第6項までを削る。
第38条第2項を削る。
第55条を第56条とする。
第5章中第54条を第55条とし、同条の前

に次の1条を加える。
(電磁的記録等)

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも

のをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定により承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定

保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項本文中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と、同項ただし書中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区保健所設置条例の一部を改正する条例

世田谷区保健所設置条例(昭和50年3月世田谷区条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「東京都世田谷区世田谷四丁目22番35号」を「東京都世田谷区世田谷四丁目24番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月13日から施行する。

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(平成13年12月世田谷区条例第68号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第7号中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改める。

附 則

1 この条例は、令和4年2月20日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第7条第2項第7号の申請に係る同項の規定による届出及び協議は、施行日前においても行うことができる。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和3年12月10日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第136号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第137号

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第138号

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第139号

世田谷区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第140号

世田谷区個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第141号

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第142号

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第143号

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第144号

世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第145号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第146号

世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第147号

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第148号

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の部世田谷区世田谷保健所の項中「東京都世田谷区世田谷四丁目22番

35号)を「東京都世田谷区世田谷四丁目24番1号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年12月13日から施行する。

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第1項に規定する課及び担当課」を「第2条第1項に規定する課」に改め、同条第4号中「及び担当課長」を削る。

附 則

この規則は、令和3年12月20日から施行する。

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区公印規則(平成元年3月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表19の部2の項中「世田谷保健所健康推進課長」を「世田谷保健所生活保健課長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年12月13日から施行する。

世田谷区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区情報公開条例施行規則(平成13年7月世田谷区規則第84号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。
様式省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区情報公開条例施行規則の規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区個人情報保護条例施行規則(平成4年12月世田谷区規則第101号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第2条第1項に規定する課及び担当課」を「第2条第1項に規定する課」に改め、同項第2号中「及び担当課長」を削る。

附 則

この規則は、令和3年12月20日から施行する。

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則

世田谷区庁舎管理規則(平成17年2月世田谷区規則第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第2条第1項に規定する課及び担当課」を「第2条第1項に規定する課」

に改める。

別表本庁舎(城山分庁舎に限る。)の項中「世田谷保健所健康推進課長」を「世田谷保健所健康企画課長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年12月13日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同月20日から施行する。

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区災害対策本部条例施行規則(昭和38年12月世田谷区規則第19号)の一部を次のように改正する。

「教育研究・教育相談・乳幼児教育新教育セン

研修課 支援課 教育研究・研修課 教育相談・支援課
「乳幼児教育・保育支
を 教育研究・研修課
教育相談・支援課
教育センター整備担当課」
に改める。

附 則

この規則は、令和3年12月20日から施行する。

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則(平成19年3月世田谷区規則第51号)の一部を次のように改正する。

「教
教
乳

別表第1国民保護対策教育部の項中

条例別表第2区
長の部24の款

1 特例条例第2条の規定により特別区が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)第4条の規定による受給者証の交付に係る申請、同条例第5条の規定による医療費の助成に係る申請又は同条例第6条の規定による氏名若しくは住所の変更の届出若しくは所得状況に係る届出の受理に関する事務

1 これらの申請又は届出を行う者(その者が20歳未満である場合において、その者に係る国民健康保険法による世帯主又は組合員その他心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)で定める者(以下この部において「世帯主等」という。)があるときは当該世帯主等とし、その者に係る世帯主等がないとき(その者が世帯主等であるときを除く。)において主としてその者の生計を維持する扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)があるときは当該扶養義務者とする。)に係る市区町村民税に関する情報

2 これらの申請又は届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

3 これらの申請又は届出を行う者に係る身体障害者関係情報

4 これらの申請又は届出を行う者に係る精神障害者関係情報

新

育研究・研修課 教育相談・支援課 乳幼児教育 教育研究・教育相談・教育センター整備担当課

・保育支援課 研修課 支援課 に改める。

附 則

この規則は、令和3年12月20日から施行する。

世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則

世田谷区契約事務規則(昭和39年3月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第2条第1項に規定する課及び担当課」を「第2条第1項に規定する課」に改め、同項第2号中「及び担当課長」を削る。

附 則

この規則は、令和3年12月20日から施行する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年10月世田谷区規則第80号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「第2条第1項に規定する課及び担当課」を「第2条第1項に規定する課」に、「課長及び担当課長」を「課長」に改める。

別表第2に次のように加える。

	<p>5 これらの申請又は届出を行う者に係る障害児入所支援に関する情報（児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報をいう。）</p> <p>6 これらの申請又は届出を行う者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>7 これらの申請又は届出を行う者に係る国民健康保険等関係情報</p> <p>8 これらの申請又は届出を行う者に係る医療保険等関係情報（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報をいう。）</p> <p>9 これらの申請又は届出を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>10 これらの申請又は届出を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>		<p>区規則第7号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1の2の部北沢総合支所副支所長の款世田谷区松原まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区松原二丁目17番36号」を「東京都世田谷区松原五丁目43番28号」に改める。</p> <p>附則 この規則は、令和4年1月31日から施行する。</p> <p>世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第6条（見出しを含む。）中「付属申告書」を「附属申告書」に改める。</p> <p>第6条の2の見出し中「付記事項」を「附記事項等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「付記事項」を「附記事項」に改め、同項に次の1号を加える。</p> <p>(1) 前年の特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について法第32条第12項及び第313条第12項の規定又は法第32条第14項及び第313条第14項の規定の適用を受けようとする場合（前年分の所得税のうち租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係るもの及び同法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に係るものの全部について同法第8条の5第1項の規定又は同法第37条の11の5第1項の規定の適用を受けようとする場合を除く。）には、その旨第6号の5様式の(2)を次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <table border="1" data-bbox="1024 1288 1468 1355"> <tr> <td>第6号の5の2様式の(2)中</td> <td>「特別寡婦」</td> </tr> </table> <p>「寡婦寡夫」を「ひとり親 寡婦」に改める。</p> <p>附則 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の第6条の2第1項及び第6号の5の2様式の(2)の規定は、令和4年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和3年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則による改正前の世田谷区特別区税条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>	第6号の5の2様式の(2)中	「特別寡婦」		
第6号の5の2様式の(2)中	「特別寡婦」						
<p>附則 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定は、令和3年12月20日から施行する。</p> <p>世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則 世田谷区旅館業法施行細則（昭和55年5月世田谷区規則第44号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第11条第7号中「世田谷区立教育センター条例」を「世田谷区立教育総合センター条例」に、「の世田谷区立教育センター」を「の世田谷区立教育総合センター」に改める。</p> <p>附則 この規則は、令和3年12月20日から施行する。</p> <p>世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立身近な広場条例施行規則（平成7年3月世田谷区規則第46号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1の2の部世田谷区立代田2-14遊び場の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="114 1792 566 1870"> <tr> <td>世田谷区立花見堂広場</td> <td>東京都世田谷区代田一丁目13番14号</td> </tr> </table> <p>別表第1の4の部世田谷区立船橋3-12遊び場の項を削る。</p> <p>附則 この規則は、令和3年12月22日から施行する。ただし、別表第1の4の部世田谷区立船橋3-12遊び場の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。</p>	世田谷区立花見堂広場	東京都世田谷区代田一丁目13番14号	<p>世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則 世田谷区物品管理規則（昭和60年3月世田谷区規則第28号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第2号中「第2条第1項に規定する課及び担当課」を「第2条第1項に規定する課」に改める。</p> <p>附則 この規則は、令和3年12月20日から施行する。</p> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和3年12月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>世田谷区規則第149号 世田谷区組織規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第150号 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第151号 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則</p> <p>世田谷区規則第152号 世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第153号 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第154号 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区組織規則の一部を改正する規則 世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷</p>	<p>世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則 世田谷区物品管理規則（昭和60年3月世田谷区規則第28号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第2号中「第2条第1項に規定する課及び担当課」を「第2条第1項に規定する課」に改める。</p> <p>附則 この規則は、令和3年12月20日から施行する。</p> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和3年12月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>世田谷区規則第149号 世田谷区組織規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第150号 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第151号 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則</p> <p>世田谷区規則第152号 世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第153号 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第154号 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区組織規則の一部を改正する規則 世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷</p>	<p>世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第6条（見出しを含む。）中「付属申告書」を「附属申告書」に改める。</p> <p>第6条の2の見出し中「付記事項」を「附記事項等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「付記事項」を「附記事項」に改め、同項に次の1号を加える。</p> <p>(1) 前年の特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について法第32条第12項及び第313条第12項の規定又は法第32条第14項及び第313条第14項の規定の適用を受けようとする場合（前年分の所得税のうち租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係るもの及び同法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に係るものの全部について同法第8条の5第1項の規定又は同法第37条の11の5第1項の規定の適用を受けようとする場合を除く。）には、その旨第6号の5様式の(2)を次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <table border="1" data-bbox="1024 1288 1468 1355"> <tr> <td>第6号の5の2様式の(2)中</td> <td>「特別寡婦」</td> </tr> </table> <p>「寡婦寡夫」を「ひとり親 寡婦」に改める。</p> <p>附則 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の第6条の2第1項及び第6号の5の2様式の(2)の規定は、令和4年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和3年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則による改正前の世田谷区特別区税条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p> <p>世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例（令和3年9月世田谷区条例第48号）の施行期日は、令和4年1月31日とする。</p>	第6号の5の2様式の(2)中	「特別寡婦」
世田谷区立花見堂広場	東京都世田谷区代田一丁目13番14号						
第6号の5の2様式の(2)中	「特別寡婦」						

世田谷区公報

<p>世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区立区民農園条例施行規則（平成6年1月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1世田谷区立鎌田三丁目ファミリー農園の項及び世田谷区立第二鎌田三丁目ファミリー農園の項を削る。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、別表第1世田谷区立第二鎌田三丁目ファミリー農園の項を削る改正規定は、同年3月1日から施行する。</p>	<p>日付第 号」に改める。</p> <p>第11号様式を次のように改める。</p> <p>第11号様式 削除</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和4年1月1日から施行する。</p> <p>世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区会計事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第3号中「第2条第1項に規定する課及び担当課」を「第2条第1項に規定する課」に改め、同条第4号中「及び担当課長」を削る。</p> <p>第42条の2を次のように改める。（指定納付受託者の指定）</p> <p>第42条の2 区長は、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（次項において「指定納付受託者」という。）の指定をするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。</p> <p>2 区長は、指定納付受託者の指定又は指</p>	<p>定の取消しをしたときは、その旨を告示しなければならない。告示した事項に係る変更の届出があったときも、同様とする。</p> <p>別表総務部総務課総務係長の項中「(庁舎管理係に属するものを除く。)」を削る。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和4年1月4日から施行する。ただし、第2条第3号及び第4号の改正規定並びに別表総務部総務課総務係長の項の改正規定は、公布の日から施行する。</p>
<h2>訓 令 甲</h2>		
<p>◎世田谷区訓令甲第35号</p> <p>庁 中 一 般</p> <p>世田谷区事案決定手続規程（昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和3年12月1日</p> <p>世田谷区長 保 坂 展 人</p> <p>別表9の2の部スポーツ推進課の款5の項を次のように改める。</p>		

<p>5 オリンピック及びパラリンピックに関すること。</p>		<p>1 オリンピック及びパラリンピックに係る総合的な調整に関すること。</p>	<p>1 オリンピック及びパラリンピックに関する事業を実施すること。</p>
---------------------------------	--	--	--

別表9の2の部スポーツ推進課の款に次のように加える。

<p>6 アメリカオリンピック・パラリンピック委員会に関すること。</p>		<p>1 アメリカオリンピック・パラリンピック委員会に係る総合的な調整に関すること。</p>	<p>1 アメリカオリンピック・パラリンピック委員会に関する事業を実施すること。</p>
---------------------------------------	--	--	--

別表9の2の部オリンピック・パラリンピック担当課の款を次のように改める。

<p>1 スポーツ及びレクリエーション施設に関する総合的な計画に関すること。</p>		<p>1 スポーツ及びレクリエーション施設に関する総合的な計画を策定すること。</p>	
--	--	---	--

別表11の部に次のように加える。

<p>臨時特別給付担当課</p> <p>1 臨時特別給付金等の給付に関すること。</p>			<p>1 臨時特別給付金等の給付を決定すること。</p>
--	--	--	------------------------------

<p>◎世田谷区訓令甲第36号</p> <p>庁 中 一 般</p> <p>世田谷区勤務訓令（令和2年4月世田谷</p>	<p>区訓令甲第41号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和3年12月1日</p>	<p>世田谷区長 保 坂 展 人</p> <p>別表PCR対応班の項の次に次のように加える。</p>
--	---	--

<p>臨時特別給付班</p>	<p>班長 保健福祉政策部次長</p> <p>副班長 保健福祉政策部生活福祉課長</p> <p>副班長 保健福祉政策部臨時特別給付担当課長</p> <p>副班長 子ども・若者部子育て世帯特別給付金担当課長</p>	<p>財務部課税課</p> <p>生活文化政策部人権・男女共同参画担当課</p> <p>地域行政部住民記録・戸籍課</p> <p>保健福祉政策部生活福祉課</p> <p>保健福祉政策部臨時特別給付担当課</p> <p>子ども・若者部子ども育成推進課</p> <p>子ども・若者部子育て世帯特別給付金担当課</p>
----------------	--	--

告 示

◎世田谷区訓令甲第37号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区警火規程(昭和58年11月世田谷区訓令甲第53号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月20日

世田谷区長 保坂展人

第2条第1項中「第2条第1項に規定する課及び担当課」を「第2条第1項に規定する課」に改める。

◎世田谷区訓令甲第38号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区事故及び争訟処理規程(昭和62年11月世田谷区訓令甲第60号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月20日

世田谷区長 保坂展人

第2条第3項第2号中「第2条第1項に規定する課及び担当課」を「第2条第1項に規定する課」に改める。

◎世田谷区訓令甲第39号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区自動車の管理等に関する規程(昭和40年6月世田谷区訓令甲第38号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月20日

世田谷区長 保坂展人

第2条第1号中「第2条第1項に規定する課及び担当課」を「第2条第1項に規定する課」に改め、同条第2号中「及び担当課長」を削る。

◎世田谷区訓令甲第40号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区原動機付自転車及び自転車の管理運営規程(昭和41年6月世田谷区訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月20日

世田谷区長 保坂展人

第2条第1号中「第2条第1項に規定する課及び担当課」を「第2条第1項に規定する課」に改め、同条第2号中「及び担当課長」を削る。

◎世田谷区告示第874号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見七丁目3172番5から3172番2まで
- 3 変更の区域
延長 14.89メートル
幅員 1.62メートル
面積 24.19平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年12月1日

◎世田谷区告示第875号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したため、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年12月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第876号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したため、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年12月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第877号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたため、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年12月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第878号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったため、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年12月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第879号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったため、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年12月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第880号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区経堂三丁目366番36の内から366番35の内まで
- 3 変更の区域
延長 6.20メートル
幅員 0.32メートルから
0.47メートルまで
面積 2.695平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年12月3日

◎世田谷区告示第881号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区若林五丁目663番13の内
- 3 変更の区域
延長 7.39メートル
幅員 0.58メートルから
0.66メートルまで
面積 4.64平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年12月3日

◎世田谷区告示第882号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間

世田谷区駒沢二丁目80番29の内
 3 変更の区域
 延長 9.59メートル
 幅員 0.17メートルから
 0.18メートルまで
 面積 1.72平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和3年12月3日

◎世田谷区告示第883号

平成16年4月1日世田谷区告示第284号の一部を次のように訂正する。

令和3年12月6日

世田谷区長 保坂展人

第1項の表41-G071の項を次のように訂正する。

41-G071	世田谷区北烏山九丁目1983番地先無番から1970番地先無番まで
---------	----------------------------------

◎世田谷区告示第884号

平成17年4月1日世田谷区告示第314号の一部を次のように訂正する。

令和3年12月6日

世田谷区長 保坂展人

第1項の表41-G101の項を次のように訂正する。

41-G101	世田谷区北烏山九丁目1970番地先無番から1970番地先無番まで
---------	----------------------------------

◎世田谷区告示第885号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年12月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
41-G066
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区北烏山九丁目2064番1地先無番から2074番地先無番まで
(新) 世田谷区北烏山九丁目2071番5地先無番から2074番地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和3年12月6日

◎世田谷区告示第886号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年12月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号

- 41-G067
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区北烏山九丁目2051番1地先無番から2053番4地先無番まで
(新) 世田谷区北烏山九丁目2053番4地先無番
- 3 廃止の期日
令和3年12月6日

◎世田谷区告示第887号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年12月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
41-G068
- 2 廃止する起終点
世田谷区北烏山九丁目2051番1地先無番から2053番1地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和3年12月6日

◎世田谷区告示第888号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年12月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
41-G071
- 2 廃止する起終点
世田谷区北烏山九丁目1983番地先無番から1970番地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和3年12月6日

◎世田谷区告示第889号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年12月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
41-G101
- 2 廃止する起終点
世田谷区北烏山九丁目1970番地先無番から1970番地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和3年12月6日

◎世田谷区告示第890号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上馬二丁目16番29
- 3 変更の区域
延長 14.96メートル
幅員 0.17メートルから
0.18メートルまで
面積 2.71平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年12月7日

◎世田谷区告示第891号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年12月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-G257-01
- 2 廃止する起終点
世田谷区桜上水一丁目80番2地先無番
- 3 廃止の期日
令和3年12月7日

◎世田谷区告示第892号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区八幡山三丁目147番15
- 3 変更の区域
延長 8.76メートル
幅員 0.73メートルから
0.74メートルまで
面積 6.78平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年12月7日

◎世田谷区告示第893号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区代沢四丁目1331番10の内

3 変更の区域
延長 5.45メートル
幅員 0.16メートル
面積 0.89平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年12月7日

◎世田谷区告示第894号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 52-8
(3) 52-8

2 変更の区間
(1) 世田谷区祖師谷四丁目316番11の内
(2) 世田谷区祖師谷四丁目316番11の内
(3) 世田谷区祖師谷四丁目316番52の内から316番11の内まで

3 変更の区域
(1) 延長 9.85メートル
幅員 0.16メートルから
0.21メートルまで
面積 1.88平方メートル
(2) 面積 0.22平方メートル
(3) 延長 14.69メートル
幅員 0.00メートルから
0.02メートルまで
面積 0.19平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年12月7日

◎世田谷区告示第895号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 40-1

2 変更の区間
(1) 世田谷区船橋五丁目1015番19の内
(2) 世田谷区船橋五丁目1015番19の内

3 変更の区域
(1) 延長 16.33メートル
幅員 0.17メートルから
0.20メートルまで
面積 6.77平方メートル
(2) 延長 16.39メートル

幅員 0.41メートルから
0.55メートルまで

面積 7.31平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年12月7日

◎世田谷区告示第896号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年12月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
36-5

2 変更の区間
世田谷区上馬一丁目577番32

3 変更の区域
延長 5.87メートル
幅員 0.76メートルから
0.79メートルまで
面積 4.55平方メートル

◎世田谷区告示第897号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年12月7日

世田谷区長 保坂展人

1 指定取消番号 第2888号

2 指定取消年月日 令和3年12月6日

3 指定取消の位置 世田谷区玉川合一丁目233番3、233番4及び233番5の各一部

4 道路の幅員 4.00メートル

5 道路の延長 24.62メートル

6 申請者氏名 株式会社モリモト
代表取締役社長
森本 浩義

◎世田谷区告示第898号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月8日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区下馬一丁目48番2の内

3 変更の区域
延長 5.54メートル
幅員 0.83メートルから
0.85メートルまで
面積 4.72平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年12月8日

◎世田谷区告示第899号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年12月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月8日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区太子堂四丁目451番76から451番78まで

3 変更の区域
延長 12.61メートル
幅員 1.63メートル
面積 20.64平方メートル

◎世田谷区告示第900号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月8日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区北沢三丁目953番50の内

3 変更の区域
延長 10.53メートル
幅員 0.20メートルから
0.22メートルまで
面積 2.31平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年12月8日

◎世田谷区告示第901号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月8日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区太子堂三丁目38番44から38番27まで

3 変更の区域
延長 15.09メートル
幅員 0.04メートルから
0.16メートルまで
面積 1.30平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年12月8日

◎世田谷区告示第902号

令和3年12月8日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法

世田谷区公報

(昭和22年法律第67号) 第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和3年12月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和3年度世田谷区一般会計補正予算(第5次)
- 2 令和3年度世田谷区一般会計補正予算(第6次)

別添省略

◎世田谷区告示第903号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年12月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 リハビリデイサービス nagomi 千歳船橋店
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区船橋三丁目14番11号
- 3 事業者の名称 株式会社 nCS
- 4 廃止届受理年月日 令和3年11月25日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第904号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年12月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 リハビリデイサービス nagomi 自由が丘店
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区深沢一丁目12番9号
- 3 事業者の名称 株式会社 nCS
- 4 廃止届受理年月日 令和3年11月25日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第905号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 21-D429-06
- 2 変更の区間 世田谷区松原四丁目966番14の内から966番4の内まで
- 3 変更の区域

- 延長 8.92メートル
- 幅員 0.71メートルから0.74メートルまで
- 面積 6.45平方メートル

- 4 供用開始の期日 令和3年12月10日

◎世田谷区告示第906号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
- 2 変更の区間 世田谷区北烏山一丁目942番8地先無番
- 3 変更の区域 延長 10.97メートル 幅員 2.33メートルから2.61メートルまで 面積 27.35平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年12月10日

◎世田谷区告示第907号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年12月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 41-G126
- 2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区北烏山一丁目942番12地先無番から951番5地先無番まで (新) 世田谷区北烏山一丁目942番15地先無番から951番5地先無番まで
- 3 廃止の期日 令和3年12月10日

◎世田谷区告示第908号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和3年12月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 41-G126-01
- 2 指定する起終点 世田谷区北烏山一丁目942番12地先無番から942番20地先無番まで

- 3 用途 区管理道路

◎世田谷区告示第909号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 41-20
- 2 変更の区間 世田谷区東玉川一丁目105番43から105番42まで
- 3 変更の区域 延長 18.25メートル 幅員 0.07メートルから0.18メートルまで 面積 2.57平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年12月13日

◎世田谷区告示第910号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 31-D162-10
- 2 変更の区間 世田谷区桜新町一丁目442番26から442番19の内まで
- 3 変更の区域 延長 22.46メートル 幅員 0.13メートルから0.18メートルまで 面積 3.98平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年12月13日

◎世田谷区告示第911号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
- 2 変更の区間 世田谷区太子堂四丁目485番12の内から485番14まで
- 3 変更の区域 延長 19.33メートル 幅員 0.11メートルから0.43メートルまで

<p>面積 5.88平方メートル</p> <p>◎世田谷区告示第912号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。</p> <p>令和3年12月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 デイサービス「アレグリア」</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区喜多見九丁目7番10号</p> <p>3 事業者の名称 カトリック礼拝会</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和3年12月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>◎世田谷区告示第913号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和3年12月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和3年12月14日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 21-G245</p> <p>2 変更の区間 世田谷区若林四丁目206番65から206番66まで</p> <p>3 変更の区域 延長 19.61メートル 幅員 0.66メートルから0.71メートルまで 面積 13.54平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年12月14日</p>	<p>◎世田谷区告示第914号 世田谷区住居表示に関する条例(昭和38年10月世田谷区条例第24号)第2条の規定により、東京都世田谷区大蔵三丁目の一部について、令和4年1月1日から、別図(-)に示す街区の区域及び街区符号を別図(二)に示すとおり変更する。</p> <p>令和3年12月14日 世田谷区長 保坂展人 別図省略</p> <p>◎世田谷区告示第915号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例(昭和39年3月世田谷区条例第8号)の規定により、次のように本区財政状況を公表する。</p> <p>令和3年12月15日 世田谷区長 保坂展人</p>
--	--	--

1. 一般会計予算執行状況

歳入		歳出	
予算現額	3,499億8,321万円	予算現額	3,499億8,321万円
収入済額	1,510億5,281万円	支出済額	1,276億8,729万円
収入率	43.2%	執行率	36.5%

2. 特別会計予算執行状況

	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険事業会計	807億8,837万円	350億5,005万円	43.4%	294億 564万円	36.4%
後期高齢者医療会計	222億9,708万円	89億4,568万円	40.1%	70億 402万円	31.4%
介護保険事業会計	704億4,328万円	302億 941万円	42.9%	277億4,032万円	39.4%
学校給食費会計	31億 31万円	11億 952万円	35.8%	10億2,672万円	33.1%

3. 区有財産現在高

土地	254万1773.60㎡
建物	127万8400.77㎡
工作物	305億1,418万円
有価証券(株券)	4億3,000万円
出資による権利	28億4,296万円
債権	59億3,070万円
基金	1,214億4,522万円

4. 区民の特別区税負担

特別区税(区民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税)の予算額を区民1人あたり及び1世帯あたりの負担額に換算すると次のようになります。

年度	1人あたり	1世帯あたり
令和3年度	12万8,448円	24万 304円
令和2年度	13万6,038円	25万5,201円

※9月30日現在の特別区税予算額と10月1日現在の人口、世帯に基づき算出しました。

5. 特別区債現在高の状況

2年度末現在高	735億9,735万円
償還額(3年度上半期に返済した元金)	19億3,525万円
3年度上半期の発行額	0円
3年9月末現在高	716億6,210万円

6. 一時借入金

上半期は、必要としませんでした。

※各表の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しています。

◎世田谷区告示第916号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年12月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区若林一丁目57番7の内
- 3 変更の区域
延長 7.70メートル
幅員 0.55メートルから0.60メートルまで
面積 4.48平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年12月15日

◎世田谷区告示第917号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和3年12月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区若林一丁目57番7の内
- 3 変更の区域
延長 0.03メートル
幅員 0.60メートル
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第918号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年12月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
- 2 変更の区間 世田谷区若林一丁目17番43の内

- 3 変更の区域
延長 4.30メートル
幅員 0.31メートルから0.37メートルまで
面積 1.47平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年12月15日

◎世田谷区告示第919号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和3年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号 第2886号
- 2 指定取消年月日 令和3年12月15日
- 3 指定取消の位置 世田谷区千歳台二丁目779番4、779番5、779番9、779番9地先無番、780番2の一部及び779番16の一部
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 34.71メートル
- 6 申請者氏名 世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区告示第920号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和3年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2887号
- 2 指定変更年月日 令和3年12月15日
- 3 指定変更の位置 世田谷区成城三丁目198番12の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 75.70メートル

◎世田谷区告示第921号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 デイサービスセンターTNるーすと西新宿
- 2 事業所の所在地 東京都新宿区西新宿四丁目11番7号
- 3 事業者の名称 株式会社東京ネバーランド
- 4 廃止届受理年月日 令和3年11月30日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第922号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき委託した世田谷区立教育センター条例(昭和63年3月世田谷区条例第24号)第8条に規定するプラネタリウムの観覧料の収納の事務について、委託内容を次のとおり変更したので告示する。

令和3年12月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
(2) 所在地 世田谷区太子堂三丁目25番9号
- 2 委託対象の施設及び委託期間
(1) 施設名 世田谷区立教育センター
(2) 委託期間 (変更前) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
(変更後) 令和3年4月1日から同年12月19日まで

◎世田谷区告示第923号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所として指定した施設又は場所を、次のとおり変更したので告示する。

令和3年12月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 変更後の指定緊急避難場所として指定した施設又は場所 別紙指定緊急避難場所一覧のとおり
- 2 変更の年月日

令和3年12月1日
別紙省略

◎世田谷区告示第924号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和3年12月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 高齢者在宅サービスセンターやぐち南
- 2 事業所の所在地 東京都大田区矢口一丁目23番12号
- 3 事業者の名称 社会福祉法人白陽会
- 4 廃止届受理年月日 令和3年12月7日
- 5 サービスの種類 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第925号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年12月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 リハビリデイサービスアップ健康くらぶ
- 2 事業所の所在地 東京都調布市西つつじヶ丘四丁目23番UR都市機構神代団地35号棟103号室
- 3 事業者の名称 アップ合同会社
- 4 廃止届受理年月日 令和3年12月8日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第926号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和3年12月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 グループホーム萩
- 2 事業所の所在地 静岡県御殿場市東田中1431番地14
- 3 事業者の名称 有限会社グリー

- 4 廃止届受理年月日 令和3年12月9日
- 5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第927号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区宮坂三丁目2277番23の内
- 3 変更の区域
延長 7.41メートル
幅員 0.63メートル
面積 4.75平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年12月20日

◎世田谷区告示第928号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区桜新町一丁目453番3の内
- 3 変更の区域
延長 10.39メートル
幅員 0.79メートルから1.20メートルまで
面積 10.38平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年12月20日

◎世田谷区告示第929号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
- 2 供用開始の区間 世田谷区下馬三丁目56番43から56番45まで
- 3 供用開始の区域

- 延長 14.16メートル
- 幅員 2.06メートルから2.23メートルまで
- 面積 33.03平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年12月20日

◎世田谷区告示第930号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和3年12月20日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第931号

世田谷区立図書館条例(昭和41年10月世田谷区条例第44号)第12条に規定するプラネタリウムの観覧料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和3年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
 - (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
 - (2) 所在地 世田谷区太子堂三丁目25番9号
- 2 委託対象の施設及び委託期間
 - (1) 施設名 世田谷区立中央図書館
 - (2) 委託期間 令和3年12月20日から令和4年3月31日まで

◎世田谷区告示第932号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例(平成26年9月世田谷区条例第27号)第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則(平成26年9月世田谷区規則第67号)第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額(以下「労働報酬下限額」という。)を次のように定める。

令和3年12月20日

世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,625円
2	普通作業員	2,295円
3	軽作業員	1,658円
4	造園工	2,295円
5	法面工	2,880円
6	とび工	2,965円
7	石工	2,901円
8	ブロック工	2,689円
9	電工	2,731円

世田谷区公報

10	鉄筋工	2,933円
11	鉄骨工	2,731円
12	塗装工	3,103円
13	溶接工	3,326円
14	運転手 (特殊)	2,614円
15	運転手 (一般)	2,157円
16	潜かん工	3,230円
17	潜かん世話役	3,804円
18	さく岩工	3,284円
19	トンネル特殊工	3,124円
20	トンネル作業員	2,635円
21	トンネル世話役	3,570円
22	橋りょう特殊工	3,230円
23	橋りょう塗装工	3,315円
24	橋りょう世話役	3,783円
25	土木一般世話役	2,710円
26	高級船員	3,241円
27	普通船員	2,561円
28	潜水士	4,399円
29	潜水連絡員	3,103円
30	潜水送気員	3,029円
31	山林砂防工	2,859円
32	軌道工	4,962円
33	型わく工	2,795円
34	大工	2,720円
35	左官	2,944円
36	配管工	2,497円
37	はつり工	2,667円
38	防水工	3,177円
39	板金工	3,039円
40	タイル工	-
41	サッシ工	2,731円
42	屋根ふき工	-
43	内装工	2,975円
44	ガラス工	2,731円
45	建具工	-
46	ダクト工	2,434円
47	保温工	2,412円
48	建築ブロック工	-
49	設備機械工	2,444円
50	交通誘導員A	1,658円
51	交通誘導員B	1,477円
52	上記以外の職種	1,170円

備考

1 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。

2 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。

(1) 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,365円

(2) 工事の請負に係る契約以外の契約(指定管理者の業務に係る協定を含む。)の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額

3 「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「-」で表示する。

附 則
この告示は、令和4年4月1日以後に締結する公契約(この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)について適用する。

◎世田谷区告示第933号
令和3年第2回世田谷区議会臨時会を下記により招集する。
令和3年12月20日
世田谷区長 保坂展人 記

- 1 招集する年月日 令和3年12月21日(火) 午後1時
- 2 招集する場所 世田谷区議会会議場
- 3 案 件
- (1) 議 案
令和3年度世田谷区一般会計補正予算(第7次)
- (2) 報 告
議会の委任による専決処分の報告
(仮称世田谷区立松原複合施設整備工事)
議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区立三軒茶屋小学校耐震補強工事)
議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区立千歳中学校耐震補強工事)
- (3) 請願の処理

◎世田谷区告示第934号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年12月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年12月21日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 28-1

2 変更の区間 世田谷区北沢五丁目811番47の内

3 変更の区域
延長 10.10メートル
幅員 0.44メートルから0.46メートルまで
面積 4.60平方メートル

4 供用開始の期日 令和3年12月21日

◎世田谷区告示第935号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年12月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年12月21日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号 33-D222-06

2 変更の区間 世田谷区奥沢三丁目263番13の内

3 変更の区域
延長 8.18メートル
幅員 0.69メートルから0.72メートルまで
面積 5.83平方メートル

4 供用開始の期日 令和3年12月21日

◎世田谷区告示第936号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和3年12月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年12月21日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 28-1

2 変更の区間 世田谷区若林三丁目186番2の内

3 変更の区域
延長 7.05メートル
幅員 1.64メートルから1.65メートルまで
面積 11.65平方メートル

◎世田谷区告示第937号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和3年12月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年12月21日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 40-1

2 変更の区間

世田谷区北沢三丁目571番15
 3 変更の区域
 延長 13.38メートル
 幅員 0.96メートルから
 1.10メートルまで
 面積 14.83平方メートル

◎世田谷区告示第938号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年12月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年12月21日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 28-1
 2 変更の区間
 世田谷区経堂三丁目348番34
 3 変更の区域
 延長 2.50メートル
 幅員 0.65メートルから
 0.66メートルまで
 面積 1.65平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和3年12月21日

◎世田谷区告示第939号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年12月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年12月21日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 (1) 28-1
 (2) 28-1
 2 変更の区間
 (1) 世田谷区北烏山八丁目2195番7
 (2) 世田谷区北烏山八丁目2195番6
 3 変更の区域
 (1) 延長 13.90メートル
 幅員 1.96メートルから
 2.02メートルまで
 面積 27.82平方メートル
 (2) 延長 7.41メートル
 幅員 2.00メートル
 面積 14.84平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和3年12月21日

◎世田谷区告示第940号
 令和3年12月21日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。
 令和3年12月22日
 世田谷区長 保坂展人
 令和3年度世田谷区一般会計補正予算(第7次)
 別添省略

◎世田谷区告示第941号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年12月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年12月22日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 28-1
 2 変更の区間
 世田谷区世田谷一丁目400番24から400番23まで
 3 変更の区域
 延長 10.25メートル
 幅員 0.19メートルから
 0.22メートルまで
 面積 2.14平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和3年12月22日

◎世田谷区告示第942号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年12月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年12月22日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 28-1
 2 変更の区間
 世田谷区太子堂三丁目57番17の内
 3 変更の区域
 延長 13.31メートル
 幅員 1.08メートルから
 1.09メートルまで
 面積 14.45平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和3年12月22日

◎世田谷区告示第943号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。
 令和3年12月23日
 世田谷区長 保坂展人
 1 事業所の名称
 グループホーム さくらプラザ
 2 事業所の所在地
 埼玉県児玉郡神川町大字元阿保639番地1
 3 事業者の名称
 有限会社おのざわ
 4 廃止届受理年月日
 令和3年12月10日
 5 サービスの種類
 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第944号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年12月24日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 58-1
 2 変更の区間
 世田谷区若林五丁目629番34
 3 変更の区域
 延長 53.59メートル
 幅員 1.11メートルから
 1.53メートルまで
 面積 70.26平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和3年12月24日

◎世田谷区告示第945号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年12月24日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 28-1
 2 変更の区間
 世田谷区世田谷二丁目803番地先無番
 3 変更の区域
 延長 2.67メートル
 幅員 2.36メートル
 面積 6.33平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和3年12月24日

◎世田谷区告示第946号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
 この関係図面は、令和3年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年12月24日
 世田谷区長 保坂展人
 1 指定番号
 23-G054
 2 一部を廃止する起終点
 (旧) 世田谷区桜一丁目729番4地先無番から730番地先無番まで
 (新) 世田谷区桜一丁目729番4地先無番から730番地先無番まで
 3 廃止の期日
 令和3年12月24日

◎世田谷区告示第947号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和3年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G054-02
- 2 指定する起終点
世田谷区桜一丁目730番地先無番
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第948号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年12月27日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第949号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年12月27日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘一丁目636番44の内
- 3 変更の区域
延長 6.89メートル
幅員 0.30メートルから
0.41メートルまで
面積 3.14平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年12月27日

◎世田谷区告示第951号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号

- 13-D481-02
- 2 変更の区間
世田谷区野沢二丁目72番66から72番67まで
- 3 変更の区域
延長 14.81メートル
幅員 0.23メートルから
0.25メートルまで
面積 3.55平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年12月27日

◎世田谷区告示第952号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-20
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷六丁目679番23
- 3 変更の区域
延長 24.27メートル
幅員 1.00メートル
面積 24.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年12月27日

◎世田谷区告示第953号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区瀬田五丁目155番11
- 3 変更の区域
延長 13.83メートル
幅員 0.99メートルから
1.00メートルまで
面積 14.37平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年12月27日

◎世田谷区告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
31-8
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1133番6の内

- 3 変更の区域
延長 12.75メートル
幅員 0.12メートルから
0.15メートルまで
面積 1.78平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年12月28日

◎世田谷区告示第955号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢一丁目425番12の内
- 3 変更の区域
延長 6.45メートル
幅員 0.16メートルから
0.18メートルまで
面積 1.15平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年12月28日

◎世田谷区告示第956号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-G161
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水五丁目593番23の内から593番24まで
- 3 変更の区域
延長 5.39メートル
幅員 0.91メートルから
1.09メートルまで
面積 5.51平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年12月28日

◎世田谷区告示第957号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年12月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D031-02
- 2 変更の区間
世田谷区大原二丁目1261番7

3 変更の区域
 延長 8.42メートル
 幅員 0.19メートルから
 0.20メートルまで
 面積 1.68平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年12月28日

◎世田谷区告示第958号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。
 令和3年12月28日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定年月日
 令和3年12月28日

2 指定区間
 世田谷区上祖師谷四丁目2番から成城九丁目18番先まで

3 指定区域
 延長 334.00メートル
 幅員 12.00メートルから12.56メートルまで

公 告

◎世田谷区公告第133号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和3年12月6日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区上祖師谷五丁目1060番19の一部 1065番1 1065番2 1065番4 1065番5 1065番8	東京都立川市高松町一丁目30番11号 株式会社ノーヴァ・アソシエイツ 代表取締役 濱中敏之

◎世田谷区公告第134号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和3年12月6日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区祖師谷五丁目533番6 533番7	東京都渋谷区初台一丁目47番1号 小田急不動産株式会社 代表取締役 金子一郎

◎世田谷区公告第135号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和3年12月10日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区喜多見五丁目4324番2 4324番3 4324番4 4326番1の一部 4326番6 4326番7 4326番8 4326番9 4326番10 4326番11 4326番12	東京都武蔵野市境二丁目2番2号 株式会社飯田産業 代表取締役 千葉雄二郎

◎世田谷区公告第136号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
 令和3年12月14日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
 東京都市計画高度地区
- 都市計画を定める土地の区域
 削除する部分
 第1種高度地区
 世田谷区羽根木二丁目、大原二丁目、松原一丁目、大蔵六丁目及び鎌田四丁目各地下
 19m第2種高度地区
 世田谷区大原二丁目地内
 28m第3種高度地区
 世田谷区大原二丁目地内
 追加する部分
 19m第2種高度地区
 世田谷区羽根木二丁目、大原二丁目、松原一丁目、大蔵六丁目及び鎌田四丁目各地下
 第3種高度地区
 世田谷区大原二丁目地内
- 縦覧場所
 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 縦覧期間
 令和3年12月14日から同月28日まで

5 意見書の提出先
 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第137号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
 令和3年12月14日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
 東京都市計画地区計画放射23号線沿道地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
 世田谷区羽根木二丁目、大原二丁目及び松原一丁目各地下
- 縦覧場所
 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 縦覧期間
 令和3年12月14日から同月28日まで
- 意見書の提出先
 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第138号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
 令和3年12月14日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
 東京都市計画地区計画世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
 変更する部分
 世田谷区大蔵六丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、瀬田四丁目及び瀬田五丁目各地下
- 縦覧場所
 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 縦覧期間
 令和3年12月14日から同月28日まで

世田谷区公報

5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第139号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和3年12月14日
世田谷区長 保坂展人

1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区街づくり計画

2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区大蔵六丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、瀬田四丁目及び瀬田五丁目各地内

3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所
世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課縦覧期間及び意見書の提出期間
令和3年12月14日から同月28日まで

5 意見書の提出先
世田谷区砧総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第140号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和3年12月15日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 桜丘四丁目 3287番4 3287番5 3287番6 3287番7 3287番8 3287番9 3287番10 3287番11 3287番12 3287番13 3287番14 3287番15 3287番16 3287番17 3287番18	東京都千代田区 丸の内二丁目4番1号 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡良介

◎世田谷区公告第141号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和3年12月16日
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業補助線路第26号線

2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第142号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和3年12月16日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 桜上水二丁目 686番1 686番2 687番1 687番7 688番1	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村徹

◎世田谷区公告第143号
世田谷区立総合運動場条例（昭和41年3月世田谷区条例第20号）第14条第4項及び世田谷区立大蔵第二運動場条例（平成21年6月世田谷区条例第29号）第12条第4項の規定により、世田谷区立総合運動場及び世田谷区立大蔵第二運動場の指定管理者を指定したので、世田谷区立総合運動場条例第14条第5項及び世田谷区立大蔵第二運動場条例第12条第5項の規定により次のとおり告示する。
令和3年12月16日
世田谷区長 保坂展人

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立大蔵運動場	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立二子玉川緑地運動場	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立大蔵第二運動場	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

規 則（教）

次に掲げる規則を公布する。
令和3年12月8日
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第14号
世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則
世田谷区教育委員会会計年度任用職員の

設置に関する規則（令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。
別表第1に次のように加える。

教育指導課 事務補助員	1 人事事務の補助にすること。 2 前号に掲げるもののほか、委員会が教育指導課の事務のうち補助の必要があると認めたこと。
----------------	---

別表第2に次のように加える。

教育指導課	別表第1に掲げる教育指導
-------	--------------

事務補助員 課事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者

附 則
この規則は、令和4年1月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。
令和3年12月10日
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第15号
世田谷区教育委員会事務局組織規則の一

部を改正する規則
世田谷区教育委員会規則第16号
 世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
世田谷区教育委員会規則第17号
 学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則
世田谷区教育委員会規則第18号
 世田谷区教育財産管理規則の一部を改正する規則
世田谷区教育委員会規則第19号
 世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
世田谷区教育委員会規則第20号
 世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則
世田谷区教育委員会規則第21号
 世田谷区立教育総合センター条例施行規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
 世田谷区教育委員会事務局組織規則(平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
 第2条第1項の表以外の部分中「及び担当課」を削り、同表中「教育ICT推進課」を「教育ICT推進課」に改め、乳幼児教育・保育支援課」を削る。
 第4条第1項中「、担当課に担当課長を」を削り、同条第3項中「及び担当課長」及び「又は担当課」を削る。
 第5条第2項及び第3項中「及び担当課」を削り、同条第4項及び第6項中「教育研究・研修課、教育相談・支援課及び乳幼児教育・保育支援課」を「乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課」に改める。
 第7条の見出し及び同条第1項の表以外の部分中「各課等」を「各課」に改め、同表教育総務課の部調整係の項第1号及び第16号中「課等」を「課」に改め、同条第2項の表以外の部分中「教育ICT推進担当係長」の次に「、乳幼児教育・保育支援課及び乳幼児教育・保育支援課の係等」を加え、「、教育相談・支援課及び教育相談・支援課の係等、乳幼児教育・保育支援課及び乳幼児教育・保育支援課の担当係長等並びに新教育センター整備担当課及び新教育センター整備担当係長」を「並びに教育相談・支援課及び教育相談・支援課の係等」に改め、同表学校職員課の部職員係の項第1号中「教育ICT推進課」の次に「、乳幼児教育・保育支援課」を加え、「、教育相談・支援課、乳幼児教育・保育支援課及び新教育センター整備担当課」を「及び教育相談・支援課」に改め、同項第12号中「教育ICT推進課」の次に「、乳幼児教育・保育支援課」を加え、「、教育相談・支援課、乳幼児教育・保育支援課及び新教育センター整備担当課」を「及び教育相談・

支援課」に改め、同表教育ICT推進課の部の次に次のように加える。
 乳幼児教育・保育支援課
 乳幼児教育・保育支援担当係長
 (1) 区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関すること。
 (2) 乳幼児教育・保育施策に係る計画の策定及び推進に関すること。
 (3) 区立幼稚園の用途転換等に係る計画の推進に関すること。
 (4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。
 (5) 課内他の係等に属しないこと。
 教育総合センター管理係
 (1) 教育総合センターに係る連絡調整に関すること。
 (2) 教育総合センターの維持管理に関すること。
 事業推進担当係長
 (1) 教育総合センターに係る事業(学校職員課、教育指導課、教育ICT推進課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課並びに課内他の係等が行うものを除く。)の推進及び調整に関すること。
 指導主事
 (1) 教育課程に関すること。
 (2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関すること。
 (3) 乳幼児教育・保育施策の推進に関すること。
 (4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。
 (5) 教育に関する調査及び研究に関すること。
 (6) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。
 第7条第2項の表乳幼児教育・保育支援課の部及び新教育センター整備担当課の部を削る。
 附則
 この規則は、令和3年12月20日から施行する。

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
 世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則(昭和63年9月世田谷区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。
 第3条の見出し中「たる」を「である」に改め、同条各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に、「たる」を「である」に改め、同条第3号中エを削り、オをエとし、カからコまでをオからケまでとする。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。
 学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則
 学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則(平成20年3月世田谷区教育委

員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
 第2条第3号中「及び担当課」を削り、同条第4号中「及び担当課長」を削る。
 第5条第1項中第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。
 (9) 教育研究・研修課長
 附則
 この規則は、令和3年12月20日から施行する。
 世田谷区教育財産管理規則の一部を改正する規則
 世田谷区教育財産管理規則(昭和40年3月世田谷区教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。
 第2条中「及び担当課」を削る。
 第9条第1項中「昭和39年3月世田谷区規則第5号」を「平成27年3月世田谷区規則第34号」に改める。
 附則
 この規則は、令和3年12月20日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
 世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
 世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例(令和2年3月世田谷区条例第23号)の施行期日は、令和3年12月20日とする。
 世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則
 世田谷区立図書館館則(昭和57年6月世田谷区教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
 第2条第1号中「別表の1」を「別表第1の1の部」に、同条第2号中「別表の2」を「別表第1の2の部」に改める。
 第3条第1項第3号ただし書中「その日の」を「、その日の」に改め、「とし、同月30日に当たるときは同月16日」を削る。
 第21条中「中央図書館長」を「世田谷区教育委員会教育長」に改め、同条を第25条とし、第20条の次に次の4条を加える。
 (プラネタリウムの観覧日及び投影回数)
 第21条 条例第8条のプラネタリウム(以下「プラネタリウム」という。)の観覧日は、次のとおりとする。
 (1) 土曜日、日曜日(休日に当たらない第3日曜日を除く。)及び休日(1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで(以下「年末年始の期間」という。)を除く。)
 (2) 世田谷区立学校管理運営規則(昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号)第6条第1項の表に規定する小学校及び中学校の夏季休業日(第3日曜日を除く。)、冬季休業日(年末年始の期間を除く。)及び春季休業日
 (3) 都民の日条例(昭和27年東京都条例第75号)第2条に規定する都民の日
 2 プラネタリウムの投影回数は、次の各

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数とする。

- (1) 一般投影のみを行う観覧日 午前1回及び午後2回
 - (2) 一般投影及び特別投影を行う観覧日 委員会がその都度定める回数
 - (3) 特別投影のみを行う観覧日 委員会がその都度定める回数
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めるときは、臨時にプラネタリウムの観覧日及び投影回数を定め、又は変更することができる。

(プラネタリウムの団体観覧の予約)

第22条 プラネタリウムを団体で観覧しようとする者は、観覧の予約(以下この条において「予約」という。)をすることができる。

2 予約の受付期間は、観覧しようとする日の属する月の1月前の月の初日から観覧しようとする日の前日までとする。

3 予約の受付は、次に掲げる日にはこれを行わないものとする。

- (1) 1月1日から同月3日まで
- (2) 12月29日から同月31日まで

4 予約の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(プラネタリウムの観覧券)

第23条 プラネタリウムを観覧しようとする者は、観覧日にプラネタリウム観覧券(第1号様式。以下「観覧券」という。)を購入し、観覧に際して観覧券を係員に提出しなければならない。

(観覧料の減免)

第24条 条例第12条第3項の規定により、観覧料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第5条第2項の規定により愛の手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者が観覧するとき 観覧料の半額
- (2) 前号に規定する者に同伴する介護者(同号に規定する者1人につき1人に限る。)が観覧するとき 観覧料の全額
- (3) 区の主催による事業に伴う観覧のとき 観覧料の全額
- (4) 国又は他の地方公共団体の主催による事業に伴う観覧のとき 観覧料の半額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき 観覧料の半額又は全額

2 前項第1号及び第2号に掲げる者を除き、観覧料の減額又は免除を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、プラネタリウム観覧料減免申請書

(第2号様式)を委員会に提出しなければならない。ただし、同項第5号に該当する場合で委員会が相当と認めるときは、この限りでない。

3 委員会は、観覧料の減額又は免除を承認したときは、プラネタリウム観覧料減免承認書(第3号様式)を減免申請者に交付するものとする。

付則の次に次の3様式を加える。

様式省略

附則

この規則は、令和3年12月20日から施行する。

世田谷区立教育総合センター条例施行規則

世田谷区立教育センター条例施行規則(昭和63年7月世田谷区教育委員会規則第7号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、世田谷区立教育総合センター条例(昭和63年3月世田谷区条例第24号)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第2条 世田谷区立教育総合センター(以下「教育総合センター」という。)の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。(開館時間)

第3条 教育総合センターの開館時間は、事業を実施するために使用する場合を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和3年12月20日から施行する。

訓令甲(教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第7号

世田谷区立幼稚園
世田谷区立小学校
世田谷区立中学校
世田谷区立学校給食調理場
学校職員服務取扱規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月1日

世田谷区教育委員会

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる

会計年度任用職員(東京都から報酬を受けている者に限る。以下「都費会計年度任用職員」という。)

第3条第1項中「上司」の次に「(園長を含む。以下同じ。)」を加える。

第4条第2項を次のように改める。

2 幼稚園教育職員又は都費負担教職員は、氏名、現住所、資格、免許その他の履歴事項に異動を生じたときは、システム(幼稚園教育職員にあっては世田谷区人事庶務システム(電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。)をいい、都費負担教職員にあっては世田谷区教職員人事庶務システム(学校教育に供する電子計算組織(学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則(平成20年3月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第6号に規定する学校教育に供する電子計算組織をいう。)を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。)をいう。以下同じ。)により、速やかにその旨を届け出なければならない。ただし、システムにより難い場合は、別に定める履歴事項異動届により届け出ることができる。

第4条第3項中「幼稚園教育職員及び会計年度任用職員」を「都費会計年度任用職員」に改める。

第4条の2中「会計年度任用職員」を「都費会計年度任用職員」に改める。

第5条第1項中「又は第2号様式」を「、第2号様式又は第2号の2様式」に改める。

第6条第2項中「(園長を含む。以下同じ。)」を削る。

第7条第1項中「都費負担教職員」を「幼稚園教育職員及び都費負担教職員」に、「幼稚園教育職員及び会計年度任用職員」を「並びに都費会計年度任用職員」に、「出勤したとき」を「出勤及び退勤をしたとき(週休日及び休日における勤務をしたときを含む。)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「幼稚園教育職員及び会計年度任用職員」を「及び都費会計年度任用職員」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

幼稚園教育職員についての次に掲げる請求等は、システムにより行わなければならない。ただし、システムにより難い場合は、休暇・職免等処理簿(第5号様式)により行うことができる。

第8条第1項第2号中「第4条第3項ただし書」を「第4条第2項ただし書」に改め、同条に次の1項を加える。

3 都費会計年度任用職員についての第1項第2号に掲げる申請は、休暇・職免等処理簿により行わなければならない。

第12条第3項、第15条及び第16条中「幼稚園教育職員及び会計年度任用職員」を「都費会計年度任用職員」に改める。

第17条第2項中「会計年度任用職員」を

「都費会計年度任用職員」に改める。
第2号様式の次に次の1様式を加える。
様式省略
第3号様式、第7号様式及び第8号様式
中「**印**」を削る。

附則

この訓令による改正後の第4条第2項の規定は、令和3年12月1日以後に生じた履歴事項の異動に係る届出について適用し、同日前に生じた履歴事項の異動に係る届出については、なお従前の例による。

◎世田谷区教育委員会訓令第8号

世田谷区立幼稚園
世田谷区立小学校
世田谷区立中学校
世田谷区立学校給食調理場
学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月1日

世田谷区教育委員会

第2条第2号中「規定する職員」の次に「(以下「都費負担教職員」という。)」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(東京都から報酬を受けている者に限る。以下「都費会計年度任用職員」という。)

第4条第1項を次のように改める。

専念義務免除の承認を受けようとする幼稚園教育職員又は都費負担教職員は、システム(幼稚園教育職員にあっては世田谷区人事庶務システム(電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。)をいい、都費負担教職員にあっては世田谷区教職員人事庶務システム(学校教育に供する電子計算組織(学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則(平成20年3月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第6号に規定する学校教育に供する電子計算組織をいう。)を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。)をいう。次項において同じ。)により、承認権者に申請しなければならない。

第4条第2項中「学校職員事務取扱規程」を「幼稚園教育職員にあっては学校職員事務取扱規程」に、「第6号様式」を「第5号様式、都費負担教職員にあっては第6号様式」に改め、同項ただし書中「次項において「行為の制限の特例条例」という。)第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に、「昭和41年東京都条例第98号」第2条第1号」を「昭和41年東京都条例第98号。次項において「行為の制限の特例条例」という。)第2条第1項第1号」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 専念義務免除の承認を受けようとする

都費会計年度任用職員は、休暇・職免等処理簿(学校職員事務取扱規程第6号様式)により、承認権者に申請しなければならない。ただし、行為の制限の特例条例第2条第1項第1号に定める適法な交渉を行う場合にあっては、職員団体活動に係る職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿によるものとする。

◎世田谷区教育委員会訓令第9号

世田谷区立幼稚園
世田谷区立小学校
世田谷区立中学校
世田谷区立学校給食調理場
学校職員の兼業等及び教員等の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月1日

世田谷区教育委員会

第1条中「区立学校等勤務する」を「区立学校等に勤務する」に改める。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(東京都から報酬を受けている者に限る。)

◎世田谷区教育委員会訓令第10号

世田谷区立幼稚園
世田谷区立小学校
世田谷区立中学校
世田谷区立学校給食調理場
学校職員出勤等の記録の整理規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令第10号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月1日

世田谷区教育委員会

第2条第3号を次のように改める。

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(東京都から報酬を受けている者に限る。以下「都費会計年度任用職員」という。)

第3条第1項を次のように改める。

職員(都費会計年度任用職員を除く。)の出勤、勤務の状況等の記録の整理は、システム(幼稚園教育職員にあっては世田谷区人事庶務システム(電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。)をいい、都費負担教職員にあっては世田谷区教職員人事庶務システム(学校教育に供する電子計算組織(学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則(平成20年3月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第6号に規定する学校教育に供する電子計算組織をいう。)を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。)をいう。以下同じ。)により行う。

2 前項の規定にかかわらず、出勤簿適用職員(学校職員事務取扱規程第7条第1

項に規定する出勤簿適用職員をいう。以下同じ。)及び都費会計年度任用職員の出勤、勤務の状況等の記録の整理は、出勤簿(同条第2項に規定する出勤簿をいう。以下同じ。)により行う。

第5条第1項中「幼稚園教育職員及び会計年度任用職員」を「及び都費会計年度任用職員」に改める。

別表中「会計年度任用職員」を「都費会計年度任用職員」に改める。

附則

この訓令による改正後の第3条第1項の規定は、令和3年12月1日以後の出勤、勤務の状況等に係る記録の整理について適用し、同日前の出勤、勤務の状況等に係る記録の整理については、なお従前の例による。

◎世田谷区教育委員会訓令第11号

教育委員会事務局
世田谷区立幼稚園
幼稚園教育職員の通勤手当支給規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令第11号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月1日

世田谷区教育委員会

第4条中「通勤届(様式)により速やかに」を「世田谷区人事庶務システム(電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。以下「システム」という。)により、速やかに」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、通勤届(様式)により届け出ることができる。

様式中「第4条の」を「第4条ただし書の」に改め、「**印**」を削る。

附則

令和3年12月1日以前に新たに幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号)第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員又は同項の職員のうちこの訓令による改正前の第4条各号のいずれかに該当するに至ったものが行う届出については、この訓令による改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◎世田谷区教育委員会訓令第12号

教育委員会事務局
世田谷区教育委員会事案決定手続規程(昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月10日

世田谷区教育委員会

第1条中「(新教育センター整備担当課長を含む。以下同じ。)」を削る。

第4条の表課長の項中「(新教育センター整備担当課長を含む。以下同じ。)」を削る。

別表3の部教育ICT推進課の款の次に次のように加える。

<p>乳幼児教育・保育支援課</p>	<p>1 区立幼稚園及び区立認定こども園に関すること。 2 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。 3 教育総合センターの維持管理に関すること。 4 教育総合センターに係る事業の推進及び調整に関すること。</p>	<p>1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定による公私連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消しをすること。 2 法第34条第2項に規定する協定を締結すること。</p>	<p>1 法第34条第3項の規定による設置の届出の進達をすること。 2 法第34条第6項に規定する廃止等の認可の申請の進達をすること。 3 法第34条第9項の規定による通知をすること。 4 法第34条第10項の規定による勧告をすること。</p>	<p>1 保育料の減免を決定すること。 1 法第34条第7項の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせること。 1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要な事項を決定すること。</p>	<p>1 入園又は退園を承認すること。 1 教育総合センター及びその附帯設備の維持管理に関すること。 1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る定例的な事項を決定すること。</p>
--------------------	---	--	--	---	--

別表3の部乳幼児教育・保育支援課の款及び新教育センター整備担当課の款を削る。

附 則

この訓令は、令和3年12月20日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令第13号

教育委員会事務局
教育機関

世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月10日

世田谷区教育委員会

第2条第1号中「担当課長並びに」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条第3号中「これら」を「これ」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年12月20日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令第14号

教育委員会事務局
教育機関

世田谷区教育委員会会計年度任用職員及び世田谷区教育委員会会計年度任用講師のサービスの宣誓に関する取扱規程（令和3年3月世田谷区教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月10日

世田谷区教育委員会

第2条中「課及び担当課」を「課」に改め、「及び担当課長」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年12月20日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令第15号

教育委員会事務局

中央図書館
地域図書館

世田谷区立図書館処務規程（昭和54年9月世田谷区教育委員会訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月10日

世田谷区教育委員会

第1条の2第1号中「別表の1」を「別表第1の1の部」に、同条第2号中「別表の2」を「別表第1の2の部」に改める。

第7条の表庶務係の項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 教育会館の維持管理に関すること。
- (8) プラネタリウムの利用及び運営に関すること。

附 則

この訓令は、令和3年12月20日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令第16号

教育委員会事務局
教育センター

世田谷区立教育センター処務規程（昭和63年4月世田谷区教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月10日

世田谷区教育委員会

題名を次のように改める。
世田谷区立教育総合センター処務規程

第1条を次のように改める。
(掌理事務)

第1条 世田谷区立教育総合センター（以下「教育総合センター」という。）は、次の事務を掌理する。

- (1) 教育総合センターの管理運営に関すること。
- (2) 教育に関する調査及び研究並びにそれらの成果の普及に関すること。

- (3) 教育関係職員の研修に関すること。
- (4) 学校等の活動に対する総合的な支援に関すること。
- (5) 乳幼児期における教育及び保育の支援に関すること。
- (6) 教育相談に関すること。
- (7) 教科書及び教育に関する資料の収集並びにそれらの活用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めること。

第2条第1項中「教育センター」を「教育総合センター」に、「センター長」を「事務長」に改め、同条第2項中「教育センター」を「教育総合センター」に改め、同条第3項中「教育センター」を「教育総合センター」に、「置く」を「置くことができる」に改める。

第3条第1項中「センター長」を「事務長」に、「世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同条第2項中「職員の」を「に勤務する職員の」に改める。

第4条第1項中「センター長」を「事務長」に、「教育センター」を「教育総合センター」に改め、同条第2項及び第3項中「教育センター」を「教育総合センター」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条第1項中「センター長」を「事務長」に、「毎月10日までに次の事項」を「必要に応じて事業の実績及び概要並びに職員の勤務状況」に改め、同項各号を削り、同条を第5条とし、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

附 則

この訓令は、令和3年12月20日から施行する。

<p>告 示 (教)</p>	<p>谷区教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。 令和3年12月8日 世田谷区教育委員会 本則の表に次のように加える。</p>	<p>別表2の部2の項中「新教育センター整備担当課長」を「中央図書館長」に改め、同表中8の部及び9の部を削り、10の部を8の部とし、11の部から22の部までを2部ずつ繰り上げる。</p>
----------------	--	---

<p>◎世田谷区教育委員会告示第4号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程 (令和2年4月世田</p>	<table border="1"> <tr> <td>教育指導課事務補助員</td> <td>月額</td> <td>80,639円</td> <td>16,127円</td> <td>96,766円</td> </tr> </table>	教育指導課事務補助員	月額	80,639円	16,127円	96,766円
教育指導課事務補助員	月額	80,639円	16,127円	96,766円		
<p>附 則 この規程は、令和4年1月1日から施行する。</p>	<p>3月世田谷区教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。 令和3年12月20日 世田谷区教育委員会 第2条第1号中「担当課長並びにこれら」を「これ」に改める。</p>					
<p>◎世田谷区教育委員会告示第5号 世田谷区教育委員会公印規程 (平成4年</p>						

<p>公 告 (教)</p>	<p>◎世田谷区教育委員会公告第1号 世田谷区立図書館の指定管理者を指定したので、世田谷区立図書館条例 (昭和41年10月世田谷区条例第44号) 第6条第4項の規定により次のとおり公告する。 令和3年12月15日 世田谷区教育委員会</p>
----------------	---

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立烏山図書館	株式会社ヴィアックス	東京都中野区弥生町二丁目8番15号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立下馬図書館	世田谷TRC・東急コミュニティグループ	東京都文京区大塚三丁目1番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
世田谷区立経堂図書館	株式会社図書館流通センター	東京都文京区大塚三丁目1番1号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

<p>告 示 (選)</p>	<p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第42号 公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。 令和3年12月1日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略</p>
----------------	--

<p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第43号 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律 (平成16年法律第59号) 第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第8条第1項の規定における令和3年12月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。 令和3年12月1日 世田谷区選挙管理委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>50分の1の数</td> <td>15,484</td> </tr> <tr> <td>6分の1の数</td> <td>129,030</td> </tr> <tr> <td>40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数</td> <td>195,696</td> </tr> </table>	50分の1の数	15,484	6分の1の数	129,030	40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	195,696
50分の1の数	15,484					
6分の1の数	129,030					
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	195,696					

<p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第44号 選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第28条の4第7項</p>

<p>(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。 令和3年12月1日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略</p>

<p>告 示 (農)</p>	<p>◎世田谷区農業委員会告示第12号 農業委員会等に関する法律 (昭和26年法律第88号) 第27条第1項の規定に基づき、第17回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。 令和3年12月17日 世田谷区農業委員会会長 穴戸 幸 男</p> <ol style="list-style-type: none"> 開催日時 令和3年12月23日 (木) 午後3時00分 開催場所 三軒茶屋分庁舎3階産業プラザ会議室 審議事項 <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 農地法に基づく許可申請について 第2号議案 農地法に基づく転用届出について 第3号議案 その他の事項について
----------------	--